

津市監査委員告示第5号

令和4年3月30日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施した結果を、令和4年4月18日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市住民監査請求事務取扱要領第9第7項の規定に基づき、公表する。

令和4年4月28日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

## 第1 請求の受付

### 1 受付年月日

本件監査請求書は、令和4年3月30日に受付した。

### 2 請求人の住所・氏名

津市 正次 幸雄

### 3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原本のまま記載）

津市は、令和2年度において、一般社団法人津市観光協会に業務委託した3件の業務委託と、1件の津市補助金の交付及び1件の負担金について、双方の違法及び不法な行為により、津市に損害を与えた。

#### 記

- (1) 津駅前観光案内所運營業務委託
- (2) 観光誘客PRキャンペーン業務委託
- (3) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託
- (4) 観光誘客・情報発信事業補助金

協会が委託業務の中で実施した物品販売に関する損害賠償請求権、不当利得返還請求権の行使を怠っているので、長、職員、協会に請求するなど必要な措置を講ずることを、市長に勧告せよ。補助金と委託料の二重取りについて、補助金の返還等、必要な措置を講じるよう、市長に勧告せよ。

## 第2 請求の却下理由

本件監査請求は、令和2年度における一般社団法人津市観光協会に対する委託料、補助金に係る支出について、関係職員に津市契約規則、津市会計規則違反があり、津市観光協会に契約履行義務違反、不正な補助金受給があるにもかかわらず、契約解除に伴う損害賠償請求権の行使及び補助金の不当利得返還請求権の行使を怠っているとして、津市長に両請求権の行使を求めているものと解される。

しかしながら、これは、請求対象とする委託料、補助金に係る事業年度と金額こそ異なるものの、その余は請求人から令和3年3月30日付けで提出のあった住民監査請求と実質的に同一の内容であり、本件監査請求によって、同年5月11日付けで請求人に送付した監査結果における結論が変わるものではない。

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの適法性の判断については、「地方自治法第242条1項の規定による住民監査

請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、同法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」（昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決）とされており、前回の住民監査請求について、住民訴訟に移行し係争中であること、判例が示す住民監査請求制度の趣旨を鑑みれば、毎年度の継続的な委託契約や補助事業に対し、同一理由をもってなされた本件監査請求については、一事不再理の原則を類推的に当てはめ、再度、監査を実施することは妥当ではないと判断し、住民監査請求の要件を具備していない請求として却下するものである。

以上